（輸出入取引法の一部改正）

**第九十八条**　輸出入取引法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第百三条」を「第九十二条」に、「、第九十二条第二号、」を「並びに第九十二条第二号を除く。）、第九十六条から第百三条まで（」に、「並びに第九十九条第二項」を「及び第九十九条第二項」に改め、「第八項」の下に「、第三十八条の六」を加える。

第五十条第一項第十六号中「含む。）」の下に「又は第三十八条の五第四項」を加える。

（輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置）

**第九十九条**　前条の規定による輸出入取引法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

**第百条**　中小企業団体の組織に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条の二十三第五項中「第百三条」を「第九十二条」に、「、第九十二条第二号並びに」を「並びに第九十二条第二号を除く。）及び第九十六条から第百三条まで（」に改める。

第五十四条中「第百三条まで（第八十五条第二項、」を「第九十二条まで（第八十五条第二項を除く。）及び第九十六条から第百三条まで（」に改め、「、協同組合法第百三条中「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十四条において準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と」を削る。

第九十八条の二第一項、第九十九条第一項及び第百条第一項中「、主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる」を「その主たる」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第百条の十三中「及び第四項」を削る。

第百十三条第一項第十三号中「含む。）」の下に「又は第三十八条の五第四項」を加える。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第百一条**　前条の規定による中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（技術研究組合法の一部改正）

**第百二条**　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「主たる事務所又は本店の所在地における」を「組合の」に、「従たる事務所又は支店の所在地における登記（第百五十六条―第百五十八条）」を「削除」に改める。

第二十七条第三項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第三十六条の次に次の二条を加える。

（補償契約）

**第三十六条の二**　組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一　当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十四条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第三十三条第一項及び第三項並びに第三十四条第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員のために締結される保険契約）

**第三十六条の三**　組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2　第三十三条第一項及び第三項並びに第三十四条第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第三十七条中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第六十条中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第八章第二節の節名を次のように改める。

**第二節　組合の登記**

第八章第三節を次のように改める。

**第三節　削除**

**第百五十六条から第百五十八条まで**　削除

第百五十九条第三項から第五項までの規定中「及び第四項」を削る。

第百六十条第一項中「その」の下に「主たる」を加える。

第百六十八条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十六号」を「第十五号」に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、」を削り、「第十五号」を「第十四号」に改める。

第百八十九条第十五号中「含む。）」の下に「又は第三十六条の二第四項」を加える。